

新羅末期の王土思想と社会変動

— 崔致遠の『四山碑銘』の検討を中心に —

近藤 浩 一

はじめに

九世紀末に崔致遠が王命を受けて禅僧及び寺院の功績を撰述し、建立された現在の韓国慶尚南道河東に所在する智異山雙溪寺真鑑禅師碑、慶尚北道聞慶の曦陽山鳳巖寺智証大師碑、そして碑の原型は残っていないものの後世の写本である『四山碑銘』にその記録を留める慶尚北道慶州の初月山大崇福寺碑には、王土という語句が当時の田地や仏法に関わる断片的な一節の中に幾度となく登場する。

それゆえ新羅の王土思想²⁾は、とりわけ田地の所有権の問題と関連して早くから研究者の関心を集めたが、最初に本格的研究に取り組んだ李佑成・朴時亨³⁾両氏（以下、両氏と記す）は、上記の碑文に表れる王土と公田の概念上の差異、及び公田と私有地（私田）の関係を注目することに、新羅では王土思想がひとつの観念として存在することはあるものの、現実的土地所有が王土思想によって決定されることは

なかったという結論を示した。これにより、新羅国土に公田（公有地）ではない私有地の存在が明白にされたとともに、新羅王土思想についての両氏の見解も、多くの諸氏に批判的に継承されながら、朝鮮土地制度史に関する分野でしばしば言及されるに至る⁵⁾。

しかしながら上の諸研究では、土地公有の理念的役割を為す王土思想の側面のみが関心の的となったため、王土という語句が実際に碑文の中で如何なる意味をもち使用されたかはほとんど考察されておらず、新羅の王土思想を具体的に解明したものとは言い難い。両氏も認めるように、新羅で観念のみであれ王土が存在したとすれば、王土思想が国制上の土地所有の面で機能したか否かは別の問題として、碑文にみられる王土それ自体の考察が必須である。さらにここで何より注目したいことは、新羅の王土思想はそれらが記載された碑文の作成年代に拠る限り、新羅時代を通して最も国内外情勢の動揺する憲康王から真聖女王代頃に至る、極めて限定された時期に集中して登場する点にある。

本稿では、多くの資料的制約を伴うが、崔致遠の『四山碑銘』にみえる王土を取り上げる。まずは碑文にみえる王土が、碑文前後の文脈の中で如何なる意味で使用され、どのようなものとして意識されているかを、両氏等の研究に学びつつも既往の研究とは異なる視点から概観する。次いで王土という語句を使用した崔致遠、すなわち六頭品知識人の新羅国土に対する現実認識を、当時の国内外情勢を念頭に置きながら考察する。最後にこれらを踏まえて、新羅で王土思想が採用された理由を明確にしたい。それによって、王土思想の生成背景はもろろん、広い意味でそれが新羅社会に及ぼした影響等についても明らかになると考える。

一 崔致遠の『四山碑銘』にみえる王土の性格

大崇福寺碑は、碑文の記載内容によれば憲康王十二年（八八六）より撰述され始め、定康王代を経て真聖女王一〇年（八九六）頃に建立されるが、その建立目的は憲康王が作成を命じた崔致遠によって次の資料1—②のように述べられる。

資料1

中和乙巳年（八八五）秋、教曰、善繼其志、善述其事、永錫爾類、在我而已、先朝所建鶴寺、宜易榜、為大崇福寺^①、其持經開士、提綱淨吏、南畝以資供施、一依奉恩故事、……慶曆景午年（八八六）春、顧謂下臣（崔致遠）曰、礼不云乎、銘者自名也、以称其先祖之德、而明著之後世、此孝子孝孫之心也、先朝締構之初、発大誓願、金純行與若父肩逸、嘗從事於斯矣、銘一称而上下皆得、爾宜撰銘^②、臣（崔致遠）也浪跡星槎、偷香月桂、……今読郷史、完是聖祖大王朝（元

聖王）事蹟、……伏惟大王（真聖女王）殿下、瓊夢聯芳、璇源激爽、体英坤德、續懿天倫、……且以文（景文王）考成仏宮、康王（憲康王）施僧供、已峻琉璃之界、未刊琬琰之詞、申命瓊才、俾揺柔翰^③、（大崇福寺碑）

※（ ）の年号と人物名は、原文とは関係なく、本稿を作成するにあたり必要に応じて追記した部分である。

このことから寺に関与した歴代の王の徳業を中心として、それに携わった人々を後世にまで伝え残すことにあったことが明らかである。また、崔致遠が直接言及する箇所資料1—③には大崇福寺が景文王と憲康王・真聖女王の尽力により運営されたことを明記するが、具体的には資料1—①と次の資料2—①から、寺の元来の名前は鶴寺であり、景文王が即位した最初の年（八六一）に元聖王追善のためにその園陵に付属して建立され、それを継承した憲康王が八八五年に教を下して大崇福寺の名に改めたのに由来することが窺われる。

そこで、上の大崇福寺碑の特徴を念頭に置きながら、次の資料2—⑤にみえる王土の性格を検討する。この資料は他のふたつの碑文と比較してみても、まさに王土という語句が公田と相対するかたちで記載されることから、既往の研究でも夙に注目されてきた。

資料2

金城之隣、日觀之麓、有伽藍号崇福者、乃先朝嗣位之初載（景文王元年・八六一）、奉為烈祖元聖大王園陵追福之所修建也^①、粵若稽古寺之濫觴、審新利之覆賞^②、則昔波珍儉金元良者、昭文王后之元舅、肅貞王后之外祖也、身雖貴公子、心実真古人、始則謝安縦賞於東山、儼作歌堂舞館、終乃慧遠同期於西境、捨為像殿経台^③、……洎貞元

戊寅年（七九八）冬、遣（元聖王）教窳夢之事、因山是命、挾地尤難、乃指淨居、將安秘殿、……、而莅政者、譏曰梵廟也者、所居必化、無往不諧、故能轉禍基為福場、百億劫濟其危俗、靈隧也者、頽隄坤脈、仰揆乾心、必在苞四象于九原、千万代保其余慶、則也法無住相、礼有成期、易地而居、順天之理④、……、其成九原、則雖云王土、且非公田、於是、括以邇封、求之善佃、益丘隴余、弋百結、酌稻穀合二千苦、旋命所司、与王官之邑、共芟榛徑、分蒔松埏、故得蕭蕭多悲風、激舞鳳歌鸞之思、鬱鬱見白日、助盤竜踞虎之威⑤、且觀其地、壤異瑕丘、境連陽谷、……、〔大崇福寺碑〕

はじめに王土に関連する部分の要旨を述べれば、陵（九原）を造った所は、まさに王土というが実際には公田でないので、王の葬地の付近一帯を（国家が）稲穀二千苦を出して購入した^⑧、ということになり、ここから、この王土及び公田の語句は、新羅国家（または国王）がこの場所を王陵域に改造するにあたり費用を出して旧来の所有者から直接土地を購入する際に、そのやり取りの中で使用されること^⑦がわかる。加えてこれに至る経緯として、この場所には元々肅貞王后の外祖父である波珍滄金元良が自身の別荘を喜捨して創建した鶴寺が所在しており〔資料2―③〕、七九八年の元聖王が崩御した際に、元聖王の遺言に基づき風水地理上の吉地であったこの地を、国家が葬地（王陵）に決定したのに伴うものであったことも垣間見られる〔資料2―④〕。

この王土については、新羅の国制には公田と私田を包括する中国的王土思想が作用したという吉田孝氏の見解はあるものの、諸氏の多くはこの場合の王土とは観念的なものであり実質的意義は全くもたない

とされる^⑨。しかしながら上の資料は、禪師の功績や寺の発展を称える美辞麗句を並べた部分ではなく王陵に関わる現実的問題を記載した部分であるため、王土思想が元聖王代から存在したかは定かではないが、碑文が作成された当時の新羅にはそうした観念が存在して、それが実際に何らかの機能を及ぼしていたことが明確である。つまり、既往の研究で論じられるようなその土地が公田であるか私田であるかは別問題として、全ての地が王土と認識されていたことが注目すべき事実といえよう。特に、土地の代価等に関わる具体的状況を記載する冒頭に「其成九原則雖云王土・・・」と明記することからも、当時の支配者、少なくとも碑文を作成した崔致遠に代表される当代の知識人は、自身の国（新羅の地）を王土と認識しており、新羅国土＝王土と意識していたとみて間違いない。

そこで、資料2はもとより王土の性格を考察する上で改めて注目されるのが、その中で「粵若稽古寺之濫觴審新刹之覆簣」〔資料2―②〕と記載されることから、大崇福寺の建立過程及び元聖王陵造成に関連する資料2―①③④⑤は、碑文が作成される際の八九〇年前後に既往の来歴を調査する中で回顧され作成されたことを確認できる点である。上にも指摘したように、この場所は景文王が即位し整備を始める以前にはほとんど人目を引くことはなく、碑文の建立目的も烈祖元聖大王を祀りそれにより景文王以後の新羅国王の徳業を知らしめること^⑩にあったと考えれば、そうした中に登場する王土も当然それを補うものであったと推察される。ゆえにこの王土思想は、八六一年以後の景文王の王陵整備及び大崇福寺（鶴寺）建立と関連して、さらに言えば、詳細は次節で論じるが碑文の作成される新羅末に入り活動が顕著になる崔致遠ら六頭品知識人により当時の国内外情勢の変化を受けて、

新たに生成されたと考えてよいだろう。いずれにしても、九世紀末の新羅では王土思想が十分に機能しており、それが王者の權威を示す何らかの支配思想としての役割を為したとすれば、そのことがより重要な事実であり、それを上の資料を通して確認できた意義は大きいと考える。

王土という表現がみられるふたつ目の資料は、雙溪寺真鑑禪師碑である。この碑文は、定康王元年（八八六）より撰述され八八七年に建立されるが、建立目的は碑の名称からも唐に渡り禪宗を新羅に伝えるのに先駆的役割をなした真鑑禪師慧昭（八二四～八五〇）の功績を残すことにあった。ゆえに碑文の記載内容も彼に関連した来歴が中心であるが、崔致遠に命ずるところは資料3の通りである。

資料3

獻康大王（憲康王）、恢弘至化、欽仰真宗、追謚真鑑禪師、大空靈塔、仍許篆刻、以永終譽、……、而龜未載石、龍遽天、今上（定康王）繼興、墳篋相応、義諧付囑、善者從之、……、使視其寺之所枕倚、則以門臨複潤、為対、乃錫題為雙溪焉、申命下臣（崔致遠）曰、師以行頭、汝以文進、宜為銘、致遠排手曰、……、〔真鑑禪師碑〕

この内容をみれば、真鑑禪師と追謚して雙溪寺の名前を下賜したのも憲康王・定康王であり、実際の真鑑禪師の活動と国王の関係は別としても、その作成目的が大宗福寺碑と同様に王の徳業を讃えることにあったことも窺われる。

そうした中で次の資料4―③にみられる王土が登場する。

資料4

洎開成三年（八三八）、愍哀大王（閔哀王）、驟登宝位、深託玄慈、降

璽書餽齊費、而別求見願、禪師曰、在勤修善政、何用願為、使復于王、聞之愧悟、以禪師色空雙泯、定惠俱圓、降使賜号為慧昭、昭字避聖祖廟諱、易之也、仍貫籍于大皇龍①、〔中略〕、禪師性不散樸、言不由機、服煖縑麕、食甘糠粃、茅菽雜糝、蔬佐無二、貴達時至、会不異饌、門人以瘳腹進難、則曰有心至此、雖糲何害、尊卑耄穉、接之如一②、每有王人、乘駟伝命、遙折法力、則曰凡居王土而載仏日者、孰不傾心護念、為君貯福③、亦何必遠汚論言於枯木朽株、伝乗之飢不得齧、渴不得飲、吁可念也、或有以胡香為贈者、則以瓦載燂灰④、……〔真鑑禪師碑〕

資料4は全体の内容から判断して、真鑑禪師の人物像を賞賛すべく碑を作成した当時に回顧して記載された一節であるとみられるが、王土の語を記載する資料4―③と④は、彼の優れた品性を総括した資料4―②に対してより具体的な説明を加えた箇所であるといえよう。その王土に関連する部分の要旨を述べれば、王の使者（王人）が駟馬（駟）に乗り、遙か法力を祈祝する伝命が到るたびごとに、真鑑禪師はこの王土に居する仏日を載せた者として、誰が王（君）のために護念、貯福しない者がいるだろうかと話した¹⁰という内容になり、さらには前後の文脈から判断すると、王京からこの地まで派遣されて来た王使の苦勞をねぎらい（資料4―④）、このように話すことで、王京への要請や皇龍寺への編入等（資料4―①）を丁重に断つたものと推察される。

上の資料にみられる王土については、既往の研究では碑の文脈中に王土という語句以外に田地との関係を直接示す記載がみられないことを理由に、単純に王の領域を意味するだけでそれ以上の特別な意味は

なさないとされたため、ほとんど検討されることがなかった。⁽¹¹⁾しかしながら大崇福寺碑の例でも述べたように、「凡居王土而佛日者・

・」の中に含まれるニュアンスそれ自体が一見してこの土地を支配する王者の権威を知らしめるものであり、そうした意識が成立し機能していた事実が一層注目される。しかもこの資料から新たに窺い知られることは、王土とは王の法力が及ぶ土地であり、その場所には法力を受け暮す人（「凡居王土而佛日者」⁽¹²⁾）が存在するという点にある。またこの後に検討する資料6―②の智証大師碑でも、喜捨された土地を「・仏土可期、雖曰我田且居王土・」と説明し王土と仏土を並列に記載することから、当時の王土と仏土・法力（仏法）は一体の関係で機能していたことが窺われる。⁽¹³⁾これについてさらに裏を返せば、王の法力が及ばない地は王土ではなかったことを意味するため、ここで述べられる王土とは極めて限定された空間であることを知らせてくれ、王土に暮し王に護念を傾ける者もそこに存在する、いわゆる王民であると推定される。それならばその場所（新羅国土）には、当然王土とそうではない土地を区別する何らかの明確な境界も存在したといえ、下線部の王土とは閉鎖的な空間であることが分かってくる。⁽¹⁴⁾しかも上の資料から垣間見られる王土思想（居王土而佛日者）は、この時新たに創られた支配思想である可能性が高い。これ以前から新羅国土に王土という觀念がありその場に王民が存在したとすれば、その地域に暮す人々など第三者の視角を対象に作成、建立される碑文にわざわざこのようなことを記載する必要はないのである。

最後に鳳巖寺智証大師碑であるが、この碑文は憲康王十一年（八八五）に撰述するよう王命が下ったものの本格的には真聖女王七年（八九三）頃より始まり、『四山碑銘』の中で最も遅い景哀王元年（九二

四）に建立された。

資料5

大傳王（憲康王）馳暨問疾、降駛營齊、不暇無偏無頗、能諧有卒、特教菩薩戒弟子建功鄉令金立言、慰勉諸孤、賜諡智証禪師、塔号寂照、
・・・、乙巳歲（八八五）、有国民媒儒道、嫁帝鄉、而名掛輪中、職攀柱下者、曰崔致遠捧漢后龍緘、齋淮王鶴幣、雖慙鳳拳、頗類鶴婦、
上（憲康王）命信臣清信者陶竹陽、授門人狀、賜手教曰、縷褐東師、
始悲西化、刺繡衣西使、深喜東還、不朽之為、有緣而至、無恠外孫之作、將酬大士（智証大師）之慈、
・・・、（「智証大師碑」）

建立目的については、上の崔致遠に下した資料5から確認できるように、禪宗九山派のひとつ曦陽山門の開創に従事した智証大師道憲の来歴と国王との関わりを残すことにあつたといえ、上のふたつの碑文とほぼ同じであつたとみてよい。そして次の資料6は、経済的基盤を中心に鳳巖寺の開創過程を説明する一節であるが、その中に王土の記載が登場する。

資料6

至八年丁亥（八六七）、檀越翁王、使茹金等、持伽藍南畝、暨臧獲本籍授之、為壞袍伝舎、俾永永不易、大師因念言、王女資法喜、尚如是矣、仏孫味禪悦、豈徒然乎、我家匪貧、親党皆歿、与落路行人之手、寧充門弟子之腸^①、遂於乾符六年（八七九）、捨莊十二区田五百結、隸寺焉、飯孰譏囊、粥能銘鼎、民天是頼、仏土可期、雖曰我田、且居王土、始資疑於王孫韓絜宗執事侍郎金八元金咸熙及正法大統釈玄亮、
声九臯、応千里、贈太伝猷康大王、恕而允之、其年九月、教南川郡統僧訓弼、標別墅画正場^②、斯盖外佐君臣益地、内資父母生天、使統命

者興仁賞歌者俊過、檀捨之是三焉、〔智証大師碑〕

まず王土と直接関わる資料6―②は、憲康王五年（八七九）に智証大師が莊十二区田五百結を寺に喜捨する経緯や、それに際してなされた行政上の手続き等を具体的に説明する場面である。これに先立ち資料6―①では、智証大師が上の土地を喜捨するに至る動機を説明するが、智証が当時住持であった賢溪山安樂寺にて未亡人となった王女（景文王の姉）の檀越翁王が全ての南畝と臧獲（田地と奴婢文書）を喜捨した行為に心を打たれ、彼自身もこれを決意した様子を述べる。

そこで改めて王土に関連する部分の要旨を述べれば、我田ではあるが同様に王土でもあるので、執事侍郎金八元・金成熙等の当事者を経て、ついには王（憲康王）の同意を得ることにより、王は所在地の統僧に命じ喜捨された莊田に別墅を標示させ、寺院の所有の境界を明確にさせた¹⁴”という内容になる。既往の研究では、この部分について王土にある田地であるので王の同意が必要であったのではなく、従来の新羅政府が寺院に対する国民の土地資産の恣意的寄進を法令により禁止していたためこの際にも王の充可が必要となったとし、この王の充可とはひとつの手續上の問題であり、これにおける王土というのものはやはり表象に過ぎなかったとされる。しかしながらこの部分について再度検討してみるならば、本来は禁止された上の行為を、王土思想により新たに合理化させたとみることも可能なのである。むしろ、冒頭に「雖曰我田且居王土・・・伝献康大王恕而允之」と記すことにより、まずは何より王土であること、そして王の認可を得たことを強調するのは、従来の法令により禁止された寺院に土地や資産を恣意的に喜捨する行為等を、王土という理由を付すことにより新たに正当化させるためであったと考える方が自然であろう。¹⁸つまり、この王土思想

には既往の法に違反してもそれを合理化させるだけの力を含んでおり、それを使用する側（国家）は王土という新たな支配思想を利用することにより、これまで不可能とみられた行為も可能になった。そのことは、この後で詳述するが当時の社会的経済的な構造の変化とも表裏の関係にあったとみられ、新羅末の国制の根幹に多大な影響を及ぼしたと推察される。

以上の検討から、九世紀末の新羅で機能した王土思想は、王の法力・王命が及ぶ地であることを明確に表す内と外を区分する境界認識を含みつつ、内の空間（新羅国土）を新たに正当化し王土に暮す人々を王の下に再編させる支配思想としての側面が強いことを確認し得たと考える。ゆえにここでいう王土とは、無制限に広がる領域を指すのではなく、極めて限定された支配領域を意味しており、少なくとも本来の中国的王土概念¹⁹とは異質なものであった。こうした性格をもつ王土観は、とりわけ既往の秩序が変革する時期に生成され積極的に受容されたとみられる。そこで次には王土思想が新羅国内で生成・流布する背景を考えてみたい。

二 国内外情勢の変化と六頭品知識人の現実認識

上のような王土思想が表面化する新羅末の憲康王・定康王・真聖女王代は、国内外情勢が大きく変動する時期であり、支配者層の意識にも何らかの変化が生じたと推察される。ゆえに新羅における王土思想の生成背景を明確にするためには、まずは『四山碑銘』の撰者である崔致遠ら六頭品知識人及び当時の支配者層が、新羅国土並びに国家支配の内と外を実際にどのように認識したのかを、当時の時代背景に即

して検討しなければならぬ。

既往の研究でも明らかのように、九世紀後半の新羅では六頭品知識人、特に唐への留学経験をもつ知識人の政治・社会的進出がこれまでになく顕著になるが、中でも崔致遠（字は孤雲、八五七―？）は国王に時務十余条を建議し、その功績により阿湊の地位を得るまでに至る。とりわけ崔致遠の時務十余条建議は、真骨ではない六頭品の彼が国王に建議したことから新羅の国家体制に根本的な変化を遂げたという李基白氏の指摘もあるように、当時における彼等の政治的地位の高さを窺わせる。周知のように崔致遠は、『三国史記』卷四六列伝第六崔致遠伝によれば一二歳で入唐して二八歳の憲康王一〇年（八八四）に新羅に帰国するまで、一八歳で唐の賓貢科に及第したのをかわきりに唐の官職を歴任し、黄巢の乱討伐の際には淮南節度使高駢の従事官として軍務にも従事しており、多方面の唐情勢に精通した人物であることが窺われる。そのような唐経験をもち国際感覚に秀でた崔致遠は、王命を受けて、唐に送る真聖女王の讓位文をはじめ、謝嗣位表、謝恩表、表謝不許北国居上表等の表を代作するなど、新羅の外交業務を担う支配者層のひとりであった。

資料 7

而及愚臣継守、諸患併臻、始則黒水侵疆、会噴毒液①、次及緑林成党、

競簸狂気、所管九州、仍標百郡、皆遭寇火、若見劫灰②、加復殺人加麻、曝骨加莽、滄海之横流日甚、昆岡之猛焰風顛、致使仁郷、变为虺国・（崔致遠撰「讓位表」『東文選』卷四三）

上の資料によれば、当時の新羅の支配者層、少なくとも知識人は、黒水侵疆と緑林成党を新羅の国制を揺るがす最も深刻な問題（上の資料には、「变为虺国」と表現する）として認識したことが窺われる。

まず下線部①のように黒水が疆域に侵犯し毒液を噴出したということは、数多くの黒水国人が新羅国内の東北境に侵入してきて略奪行為等をはじめままにしたことを暗示する。黒水国人が新羅東北境に侵入して来たことは、この記録に先立ち、『三国史記』卷一一憲康王一二年（八八六）春条にもみられる。

十二年春、北鎮奏、狄国人入鎮、以片木掛樹而帰。遂取以献。其木、書十五字云、宝露国与黒水国人、共向新羅国和通。

上の史料の北鎮が中央政府に奏上した内容によれば、狄国人が鎮に一五字を記した木札を携帯してきて、新羅との和通を要求したことが窺われる。これに対する新羅政府の対応は記録がみられず定かでないが、ここでいう狄国人とは宝露国・黒水国人と自称していることから、資料7―①の黒水（国人）と同一の性格であろう。彼等については、既往の研究でも渤海国に属する靺鞨系の種族とする見解と、安辺付近の女真人と想定する見解などがあるが、いずれにせよ上のような形式の交渉の申し出があったことは、新羅がこれまで彼等と日常的な接触を持たなかったことを物語る。そうしたことから新羅の支配者層は、新たに現れた彼等の行動を資料7のように野蛮と受け取り、それを国制にまで影響を及ぼす重大事件として認識したのである。さらにこ

れに関連して李基東氏は、憲康王が北鎮からの報告直後の八八六年六月に薨去したのも、この事件の衝撃のためであったとされる⁽²⁸⁾。

それならば、当然そこには新羅の支配者層・知識人が黒水人、広く言えば外敵の侵入に対して、それ程までに野蠻で畏怖の対象と認識せざるを得なかった社会状況なり背景なりが存在したと言わざるを得ない。そこで喚起されるのが、唐を中心とする当時の東アジア情勢である。とりわけ唐国内で起きた王仙芝・黄巢の乱（八七四〜八八四）は、唐と緊密で国際的にも連帯性をもつ新羅には並々ならぬ影響を与えたと推察される。例えば、崔致遠撰「謝恩表」（『東文選』卷三三）等には憲康王が黄巢の乱の対応策に迫られた様子を叙述するが、一端は援助が計画されたものの結局は都合がよくないという理由で中止されたことがわかる。既往の研究でも明らかのように、これ以前の羅唐関係は唐国内で何かが起これば新羅が兵を派遣するなど軍事的協力を惜しむことはなく、その過程で九世紀の新羅では唐留学熱が最高潮に達し、多くの留学生等が派遣されていた⁽²⁹⁾。しかしながらこの黄巢の乱の際は、様相が少し異なっていた。このことを如何に評価するかは議論の分かれるところであるが、黄巢の乱により混乱した唐の国内情勢が新羅に及ぶのを恐れたためではないかと推察される。

そうした視点と関連して、同じく崔致遠らが作成した次の資料8をみれば、唐情勢の新羅への波及問題に対する知識人の現実認識をより詳細に窺い知ることができる。

資料8

◎海印寺妙吉祥塔記 崔致遠撰（前面）

唐十九帝中興之際、兵凶二災西竭東来^①、惡中惡者無處無也、餓殍戰骸原野星排^②、粵有海印寺別大德僧訓、盡傷痛于是、乃用施導師之力、

誘多衆之心、各捨茅糞一科、共成瓊瑩三級、・・・、時乾寧二年（八九五）申月既望記 大匠僧蘭交

◎五台山寺吉祥塔詞 五台山寺吉祥塔詞除序、沙門僧訓撰（前面）

自西及卯、一七年中、方圓濁乱、原野兵蓬、人忘向背、行似狼豸、邦垂傾破、災接蓮宮^③、護国三宝、法衆願同、交刃祿林、亡身岳叢、・・・、乾寧二年夷則建

◎哭緇軍 僧訓（後面）

濁數西来及薛羅^④、十年狼豹困增加^⑤、吾師向覺天耶出、弟子脩仙豈免魔、・・・、僧积喜 書

上の資料は、慶尚南道陝川郡の海印寺付近の石塔跡から出土した四個の塔板に記されたものの一部分であり、一般的には「海印寺妙吉祥塔記」と総称される⁽³⁰⁾。この塔記は海印寺を中心に周辺寺院が合同で、八九五年七月にこの後で触れる資料9にみえるような盗賊蜂起がもとで亡くなった人々の建塔供養のために作成されたものであるが、下線部には盗賊蜂起が横行して新羅国土が疲弊した様子を鮮明に伝える。

中でも塔記の撰者の崔致遠や僧訓らは、新羅国土が「惡中惡者無處無也・・・」「方圓濁乱原野兵蓬」など（資料8―②③⑤）と称されるにまで混乱した原因を、「兵凶二災西竭東来」「濁數西来及薛羅」（資料8―①④）という現象に求めている点は興味深い。すなわち彼等知識人は、西側の災（黄巢の乱等で混乱した唐情勢）はそれが一時的であれ安定すれば東側（新羅）に移動して来るといふ、いわば循環論的な思想を抱いていたといえよう⁽³¹⁾。

このように、唐国内の動揺に始まる北東アジア情勢の変化は、国際事情に詳しい新羅の知識人・支配者層にも多大な影響を与え、彼等の

間にそうした混乱から国土を守ろうとする意識を生成させた。資料7—①のように新羅国内に入って来た黒水人に対して国土を汚す者と把握するようになったのも、そうした意識の表れであると考える。つまり異域から国家領域を保護しようとする排外的意識が顕著になれば、当然に国土に対する認識も閉鎖性を強めるのであり、まずはこのような支配者層の認識の変化が、内と外を明確に区分し、自己の空間を正当化させる王土思想の生成に繋がったとみて相違ない。

さらに彼等の現実認識に影響を及ぼしたのは、国際的な変化のみではなかった。上の資料7—②によれば黒水人の侵入事件と並行して、次に緑林が党を結成して狂気を放つと、所管する九州と百郡が、皆賊の寇火に遭い劫灰をみた」と記すことから、支配者層及び崔致遠ら六頭品知識人は、具体的には次の資料9をはじめとする国内で勃発した盗賊（地方勢力）の蜂起をも新羅王権を揺るがす大事件と認識していたことが窺われる。

資料9

①三年、国内諸州郡、不輸貢賦、府庫虚竭、国用窮乏。王発使督促。由是、所在盜賊蜂起。於是、元宗哀奴等、挾沙伐州叛。王命奈麻令奇捕捉。令奇望賊壘、畏不能進。村主祐連、力戰死之。王下勅斬令奇、祐連子年十余歲、嗣為村主。（『三国史記』卷一一真聖女王三年（八八九）条）

②五年冬十月、北原賊帥梁吉、遣其佐弓裔、領百余騎、襲北原東部落及溟州管内酒泉等十余郡県。（『三国史記』卷一一真聖女王五年（八八九）条）

③六年、完山賊甄萱挾州、自称後百濟、武州東南郡県降属。（『三国史記』卷一一真聖女王六年（八九二）条）

④八年春二月、崔致遠進時務一十余条。王嘉納之、拜致遠為阿浪。冬十月、弓裔自北原、入何瑟羅。衆至六百余人、自称將軍。（『三国史記』卷一一真聖女王八年（八九四）条）

⑤九年秋八月、弓裔擊取猪是狴川二郡。又破溟州管内夫若是圓等十余郡県。（『三国史記』卷一一真聖女王九年（八九五）条）

⑥十年、賊起国西南。赤其袴以自異。人謂之赤袴賊。屠害州県、至京西部牟梁里、劫掠人家而去。（『三国史記』卷一一真聖女王一〇年（八九六）条）

またこうした点は、既往の研究でも真聖女王三年（八八九）の元宗・哀奴の乱（資料9—①）を前後して全国各地で大規模な盗賊蜂起が展開し、豪族が台頭することにより、新羅王権は地域社会に対する統制を喪失したと論及されることから想起できる³²。特に、資料9—③³³の八九二年に甄萱が完山州を根拠に後百濟（の国号）を建国（自称）したことは、支配者層の現実認識に多大な衝撃を与えたとみてよい。元来は新羅の領域であった所に後百濟という異なる王権が樹立され、武州東南郡県が外敵の後百濟に服属したということは、現実的にも新羅国土が縮小されたことを意味する。さらに詳細は触れないが弓裔政権（後高句麗）の樹立や、視覚的にも新羅王権との対峙を明示する赤袴賊（資料9—⑥）及び北原賊等の台頭は、一層そうした方向に向かわせたといえる。

このように、疲弊した国内の現実問題に敏感に反応した知識人・支配者層は、否応なしにこれまで以上に新羅国土を取り巻く内と外（境界）を意識せざるを得なくなり、彼等の国土認識は当然に閉鎖的になったと考える。すなわち崔致遠ら知識人が王土という表現を使用し

た背景には、上で述べた新羅王権が現実に直面した国内支配の問題と表裏の関係にあった。というよりも、上で「海印寺妙吉祥塔記」を例に言及したように、当時の知識人は国土が衰弊する要因を、国外情勢の波及と連結させて認識していたことが改めて注目されよう。論点がやや多岐にわたったが、ここでは前節で明らかにした王土の性格を踏まえ、それを実際に使用した崔致遠ら六頭品知識人の新羅国土に対する現実認識を、当時の国内外情勢に即して検討することにより、新羅末における王土思想の生成背景を明らかにできたと考える。

三 新羅末における王土思想と国家支配の再建策

それでは、当時の新羅において王土思想はどのような役割を担い用いられたのか、前節で論じ尽くせなかった王土思想と国内支配の問題と絡めて、改めて考えてみたい。

いわゆる八八九年の元宗・哀奴の乱を詳述する資料⁹—①の下線部によれば、国内の諸州・郡が貢賦を輸送して来なくなったために王都の府庫が虚竭したことなど、国家財政が窮乏した様子を鮮明に伝える。さらにその下線部の後には、国家側の対応策として王が使者を各地に派遣し催促させたところ、沙伐州の元宗・哀奴を中心とする各地の盜賊が一斉に大規模な蜂起を起こしたと記しており、またこれに関連する次の『三国史記』卷五〇列伝第一〇弓裔伝をみれば、

見新羅衰季、政荒民散、王畿外州郡、叛附相半、遠近群盜、蜂起蟻聚。盜賊蜂起の規模が王畿外の半数の州郡にまで達したとあることから、国内の半数以上の地域が新羅王権の支配から抜け落ち、賊による半独立的な支配下に変わっていたことを物語る。

ところで、このように賊（地方勢力）が国家に対抗し得る存在にまで成長した背景には、蔡雄錫氏をはじめとする近年の研究で論じられるように、何より大量の動産と耕地の貸与により富を蓄積し富豪層としての基盤をもったこと³⁴にあり、獲得した富を保護するために自衛力を身に付け、さらには地域共同体の秩序を統合・再編させる武装力を確保した点にあったといえる³⁵。その顕著な例として、高麗を建国する王道家門の世系を記録した『高麗史』高麗世系に出てくる康忠は、累千金の財産をもち、郡人と共に行動し郡の名称を松嶽郡に改名して軍の上沙衆となったとあり、富豪層でありながらそれ相應の軍事力もち地域社会の秩序を纏め上げた人物として夙に知られる³⁶。

繰り返しになるが、九世紀以降、新羅末に一層顕著になる富豪層の私的経済活動は百姓を中心とする既往の税の收取体制や土地制度を大きく崩壊し、国家支配を解体に向かわせた³⁷。そうした中で富豪層は、武装化することにより国家に税を納めることを直接拒否して元宗・哀奴³⁸のように大規模な蜂起を起こしたりもしたが、こうした現況は新羅王権からみれば、既往の租税が入って来なくなるために国家財政が圧迫されたことを意味しており、ひいては国家存立の危機にも繋がる問題であった。したがってそのような現実に直面した新羅国家にとっては、不足する税収入を如何に確保するかが最も重要な課題であっただろうし、既往の財政を中心とする国家支配を再建するためには、それを支える新たな支配思想の構築が不可欠となることは想像に難くない。

このような新羅末の社会的経済的な変化を踏まえるならば、最初に性格を考察した『四山碑銘』にみられる王土思想は、生成背景については前述した通りであるが、財政不足を中心に衰弊する国家秩序を再

建すべく採用された支配思想であったと考えてよいのではないかと。とりわけ王土を田地の喜捨や売買との関連から、公田や我田（私有地）概念に超越する意味により使用する鳳巖寺智証大師碑や大崇福寺碑が上に述べた八八九年の元宗・哀奴の乱や八九二年の後百済建国を前後する時期に作成または建立された事実は、そうしたことを喚起させる。碑文を作成した崔致遠は、新羅に帰国後は大山・富城・天嶺諸郡の太守等の地方官を長い間歴任しており新羅の地域社会の実情に熟知していたため、彼の働きかけに拠る所が大きかったことは明確である。また崔致遠以外にも、当時の六頭品知識人は地方官として活躍した者が多く、新羅の国運が最も犯される八九四年に崔致遠が国王に対して時務十余条を建議（資料9—④）したのも、そうした情勢に詳しい彼等の認識の表明であり、記録がないため詳細な内容は窺われないが、条文の内容も疲弊した地域社会の再編を望んだものであったと推察される。⁽⁴⁰⁾

さらに上の点を指摘する上で、碑文が建立された所在地の地理的・歴史的環境は一層注目される。中でも、後百済建国の翌年（八九三）に作成が始まる鳳巖寺智証大師碑の位置する尚州嘉善県（現在の慶尚北道開慶郡加恩邑院北里）は、新羅景德王代以前の加害県であり、高麗時代には高麗末に開慶の属県となるまで加恩県と称され、新羅国内でも早くから鷄立嶺路が開通され陸上交通の要所として人々の往来が盛んな地域であった。⁽⁴¹⁾そして『三国史記』卷五〇列伝甄萱伝にみられる次の記録によれば、

甄萱、尚州加恩県人也。本姓李、後以甄為氏。父阿慈介、以農自活後起家為將軍。

甄萱の出身地が尚州加恩県であり、甄萱の父阿慈介はこの地域で農業

に従事し後に將軍となったと述べることから、後百済を建国した甄萱及び彼の先祖（家門）は、まさに智証大師碑の所在する慶北開慶の場所富蒙としての基盤を築き武装化することにより、この地域を束ねる將軍の地位にまで昇りつめたとみてよい。⁽⁴²⁾加えて、元宗・哀奴が拠点とした沙伐州（現在の慶尚北道尚州郡尚州邑）もこの尚州嘉善県と隣接することから、この地域一帯が国家に税を納めることを拒否する賊勢力の拠点として機能していたことを窺わせる。いうならば、この地域には賊勢力の活動を助長する、国家支配が及ばない社会的経済的システムが出来上がっていたといえる。

いずれにしても、智証大師碑は新羅の国家支配から離れた賊勢力の活動拠点にある場所に建立されたのであるが、こうした場所に国王が命を下して碑文（記載内容の大半も国王に関連）を建立させた行為自体が上の様相と逆行しているといえ、碑の建立がある意味で賊勢力に対抗するためであることは容易に想起される。ゆえに本文で検討した王土の性格にこうした碑の建立事情を加味するならば、王土思想がこの地域で担った役割はもとより国家がそれを採用した理由が明確になると考える。上に、智証大師碑の王土の記載部分からは本来は禁止された行為を王土という理由と王の認可を得ることにより正当化させていたことが垣間見られると述べたが、そのことをさらに拡大して解釈すれば、賊勢力（富豪層）の影響が強く既往の租税体系から抜け落ちた土地、言い換えれば国家支配が及ばない領域に対しても、国家が王土という理由（王土思想）により囲い込み、土地集積の行為を正当化させて、それにより新たな収取体系を確立し国家財政を再編することを理念的に可能とするのである。⁽⁴³⁾これに加えて、前述したように大崇福寺碑の王土関連部分でも、やはり公田ではない土地領域を王土思想

によりある程度国家が強制力を發揮して購入する様子が窺われたり、また上のふたつの碑と比べて作成及び建立年代がやや早いものの真鑑禪師碑の王土についても、資料8の「海印寺妙吉祥塔記」によると、碑の所在する智異山雙溪寺から近距離にある陝川伽耶山の海印寺でも草賊蜂起が止む事がなかったと伝えることから、上の例と同様に衰弊した国家支配の再建を願い採用されたとみてよいだろう。

以上から、新羅末に生成される王土思想が既往の国家秩序を超越する支配思想であることが明確になったが、さらにその特質を説明する上で注目したいのが、具体的には真鑑禪師碑の王土を検討した際に詳述したように、王土思想と仏法（仏教）が一体の關係により機能される点である。また智証大師碑にも、前述した王土を強調する資料6に続く形で次のように、

及大師追往化数年、有山毗為野寇者、始取据輪終能食菴、得非深剷定水、預沃魔山之巨力与、使折臂者標義、掘尾者制狂、開發之是四焉、

〔智証大師碑〕

国家に抵抗した野寇（賊）らが仏法（法輪）により寺（その上には、寺の運営に関与する王権が存在）に帰依した様子を記録することから、王土思想が仏法、国土⁴⁴＝仏土の理念によりさらに補強され機能したことを鮮明に物語る。ところでここでいう仏法（仏教）は、碑の建立された場所が禪宗寺院内であり記載内容の中心も禪師の来歴であるため、当然に禪宗の法との関わりが指摘できる。既往の研究では、新羅の王土思想と禪宗の思想的關係はもとより、新羅末に国王の命により碑文が寺院内に建立される意義も全く検討されなかったが、むしろそうした点が新羅末の社会情勢を象徴しており、注目すべき事実なのである。近年の新羅禪宗寺院の研究によりその社会的意義が明確にされつつあ

るが、所謂禪門九山派寺院は新羅下代の社会的変動の中で王京ではない地方を拠点に成立し、経済的支援等の面で地方勢力との結びつきを強めながらも上に述べた国王・真骨貴族ら王京人の莫大な援助により運営されており、いわば王京（中央）と地方の紐帯の役割をなす施設であったといえる⁴⁵。したがって新羅国家が新たな支配思想の役割を担う王土思想を、国家支配から離脱した富豪層ら地方勢力の間に流布する上で禪宗寺院を媒体としたのは、地方勢力と近いながらも王権とも接触が深い利点を活かすためであったと推察される。

結びにかえて―田券製作と関連して―

最後にこれまで論及した、新羅末の支配者層・六頭品知識人らの認識の中に王土思想が生成・採用された意義をより明確にするために、『四山碑銘』が作成されるほぼ同時期の九世紀後半から末にかけて、既往の研究でも早くからその存在意義が明らかかな田券が集中的に作成される事実との関連を簡単に指摘して、結びにかえようと思う。

周知のように新羅の田券とは、現存する唯一の真聖女王五年（八九一）に製作された開仙寺石燈記と、梅溪曹偉の「書海印寺田券後」〔梅溪集〕所収⁴⁷を指している。後者の海印寺田券は、曹偉が一五世紀後半にそこで発見された四三通の文書を記録に留めたことにより伝わるものであり資料的に問題はないが、それによると買田庄券也という表記や年度を記載しており、八七八年から八九五年という短期間に集中的に田券が作成されたことを窺い知ることができる⁴⁸。そして前者の全羅南道潭陽郡に所在する開仙寺石燈記は、龍紀三年（八九一）に僧侶入雲が購入した土地の永代保全をはかるために作成された

ものであるが、その土地に対しては次のように表記する。⁽⁴⁹⁾

常買其分保坪大業渚水田四結

畦□□

□□□

土南池宅土西川 奥水田十結 畦上南池宅土

東令行土北同

□東令行土西北同 (開仙寺石燈記)

その中でも本稿と関連して注目される所は、土地の東西南北を、山川などの自然条件と並べて四周の土地所有者名(池宅、令行)によって明確に表示することである。この四標(四至)表示は、四境界線により内と外を明確に区分して自己の領域(空間)を確認(さらには正当化)させるものであるから、こうした記録が顕在化することは土地私有意識の反映を示すと共に、境界認識が新羅国内でかなりの度合いで成長していたことを物語る。さらにこれに近い標識は、田券ならずとも上の資料6―②や次のような『四山碑銘』の記録をはじめとする新羅末に作成された碑文にも、

於是、(憲康王) 遺輜軒、標放生場界、則鳥獸悅、紐銀鉤、扎聖住寺(題、則龍蛇活、盛事畢矣、(崔致遠撰)「万寿山聖住寺朗慧和尚白月葆光塔碑」)

上の田券が作成されるほぼ同時期に、国王が使者を派遣して新たに鳳巖寺や聖住寺等の寺院の境界を明確にしたなどと記載することから、確認できる。⁽⁵⁰⁾

新羅の田券については現在明らかな例が上のふたつしかないために、このような四標(四至)表示が新羅後半に入り初めて顕在化したと考えるには無理がなくはない。ただし、憲康王から真聖女王代にかけて田券が集中して製作されたことは事実であり、この時期に自己と他の領域を明確に区分する境界意識がより強固になったことは確かである

う。さらには、田券の製作された(所在する)開仙寺や海印寺の地域が王土を記載する『四山碑銘』の所在地と社会的性格が酷似することは、田券の製作と王土思想の採用・流布が連動してなされたことが決して偶然ではないことを強く立証する。それならば、当時の支配者層・知識人にとつて、王土思想が衰弊した国家支配を再建するための思想的・理念的役割を担ったとすれば、田券の製作はその影響を何らかの形で受けた具体的様相とみてとれるのではないだろうか。

いずれにしても詳細な検討は今後の課題としたいが、既往の国家秩序に超越する新たな支配思想として王土思想が生成・採用されたとすれば、これまで言及した問題に留まらず、新羅国家・王権を取り巻く政治外交から社会経済に至る諸問題においても、この時期に大きな変動を遂げたことを意味する。新羅はその半世紀後の九三五年に滅亡するが、王土思想の生成時期がそれに向かう始まりであるとすれば、次には新羅滅亡を視野に入れた新羅中世社会の性格解明というはなはだ大きな課題に取り組まなければならないようである。

注

(1) 一六世紀末―一七世紀初(朝鮮宣祖及び光海君の代)に中観海眼らが使用して以来、本文の三つの碑と万寿山聖住寺朗慧和尚白月葆光塔碑をひとつに合わせて、『四山碑銘』という名称で呼ばれる(詳細は下の著書を参照)。なお本稿での『四山碑銘』の原文及び注釈は、李佑成校訳『新羅四山碑銘』(亜細亜文化社、一九九五)の該当部分に従った。それ以外にも、黄寿永編『韓国金石文総覧(上)』(亜細亜文化社、一九七六)、韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文(第三卷)』(駕洛国史蹟開発研究院、

一九九二)等がある。

- (2) 言うまでもないが王土思想とは、中国の「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」という『詩経』の一節から出た語句であり、それ以後この語句は、『左伝』等の中で王の權威を示す表現として一層強調される。いうならば、此土の俗権を掌握する頂点に国王を置き、現実世界の土地と人民はその国王が統治するという支配思想である。なお詳細は、平中荻次「王土思想の考察」(『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、一九六七)・堀敏一「中国の律令制と農民支配」(『律令制と東アジア世界』及古書院、一九九四)等を参照。

- (3) 李佑成「新羅時代の王土思想と公田」(『趙明基博士華甲紀念仏教史学論叢』、一九六五；後に『韓国中世社会研究』一朝閣、一九九一に所収)。また李佑成「高麗の永業田」(『歴史学報』二八、一九六五；後に上の著書に所収)も同様な趣旨を扱う論稿である。
- (4) 朴時亨「統一新羅時代の封建的土地制度の発展」(『朝鮮土地制度史(上)』(科学院出版社、一九六〇)。

- (5) 代表的なものは、吉田孝「律令国家」と「公地公民」(『編戸制・班田制の構造的性質』(『律令国家と古代社会』岩波書店、一九八三)・浜中昇「高麗の公田と私田」(『朝鮮古代の経済と社会』法政大学出版局、一九八六)・金三守「三国遺事に出てきた所有権事例に関する考察」(『法史学研究』第七号、一九八三)・金基興「統一新羅の租・調」(『新羅及び統一新羅税制の研究―社会変動と関連して―』歴史批評社、一九九二)・李喜寛「農民の土地所有及び経営と彼等の社会経済的地位」(『統一新羅土地制度研究』一朝閣、一九九九)・李仁哲「貴族の経済基盤と農民生活」

「私的土地所有関係の展開」(『新羅政治経済史研究』一志社、二〇〇三)などがそれに該当する。

- (6) このことに関連して、日本古代中世史の分野では王土思想について、河音能平「王土思想と神仏習合」(岩波講座『日本歴史4 古代4』、一九七六；『中世封建社会の都市と農村』東京大学出版会、一九八四)以後、最近の三谷芳幸「律令国家の山野支配と王土思想」(『笹山晴生編 日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三)に至るまで、多様な側面から考察がなされている。本稿でもそれらの研究成果に学んだが、勝浦令子「古代における禁猟区政策」(『古代史論叢下巻』吉川弘文館、一九七八)・伊藤喜良「王土王民・神国思想」(『日本中世の王権と權威』思文閣史学叢書、一九九三)・村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』八四七、一九九五)・木村茂光「国風文化の時代」(青木書店一九九七)・木村茂光「10世紀の転換と王朝国家」(『日本史講座3 中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四)・佐藤弘夫「中世仏教における仏土と王土」(『神・仏・王権の中世』法蔵館、一九九八)がその代表的な例である。具体的には本文の該当部分で再度注記する。

- (7) 周知のように、大崇福寺碑は現存しないもののその跡地とみられる場所からはいくつもの碑片が発見されており、李佑成校訳「大崇福寺碑の注二二八」(『新羅四山碑銘』)によれば、全ての版本と写本ではこの字を「二」字と記載するも、崔南柱氏が発見した碑片には一を示す「式」字とすると指摘する。なお本文では、李佑成校訳上の著書に従い表記した。

- (8) 「益丘隴余式百結疇穀合二千苜」の部分、二百余結の田地を

陵に与えそこから稲穀二千石を税として徴収し陵の守護費に充てたと解釈することもできるが、李佑成注(3)の論文が指摘するように酌とは報償(代価)を意味することから、二百余結の田地を購入するために稲穀二千石を支払ったとするのがよいだろう。

さらに二百余結の具体的内容は、「共芟榛徑分蒔松塹・蕭蕭多悲風・鬱鬱見白日」ではないかと推察されるが、それならばそれらは松林を示すことになり、三谷芳幸注(6)の論文にみられるような山野支配と王土思想の関連からも考察が必要となる。こうした問題は今後の課題として置きたい。

(9) 注(3)・(4)・(5)の各論文を参照。

(10) 真鑑禪師の来歴並びに彼の禅思想については、金福順「真鑑禪師の生涯と仏教思想に関する研究」(『韓国古代仏教史研究』民族社、二〇〇二)を参照。

(11) 注(3)・(4)・(5)の各論文を参照。

(12) 資料中にみえる王の使者である「王人」もそこに含まれるであろう。

(13) 日本中世の例ではあるが佐藤弘夫注(6)の論文によると、日本の平安から鎌倉時代に展開する天台・真言の仏教は、その地を統治する世俗の権力者の存在(国王)を否定・妨害しなかったため、仏教徒側も此土＝仏土という理念を前提にしながらも抵抗なく王土思想を受容し得たという。なお佐藤弘夫注(6)の論文は、仏教の伝統的理念である国土即仏土論と王土思想の関係を三類型に分け具体的に論及している。

(14) 村井章介注(6)の論文・同「九世紀日本の国際意識と国家意識」(『アジア遊学』二六、二〇〇一)は、日本中世の王土思想の

もつ閉鎖的側面を強調する。上の論文によれば、王土とはその地に暮す王民の生活する空間であるとともに、王化が及ばない化外との関係から規定される空間であるとされる。

(15) 曠陽山門の開創に関わる諸問題は、崔柄憲「新羅下代禅宗九山派の成立―崔致遠の四山碑銘を中心に―」(『韓国史研究』七、一九七二)を参照。

(16) 注(3)・(4)・(5)の各論文を参照。ここでは李佑成氏の見解をほぼそのまま引用した。

(17) 例えば寺院の建立や私財の喜捨を禁じた記事は、『三国史記』文武王四年(六六四)八月一四日条及び『三国史記』哀莊王七年(八〇六)春三月条がある。

(18) 日本中世の例ではあるが河音能平注(6)の論文は、支配思想としての王土概念(中世的王土思想)が律令制支配体制の解体の進むなかで形成され成熟してくる様子を、社会的経済的な変化に注目することにより詳細に論及しており、参照される。具体的には貞観五年(八六三)に僧真紹が、律令の原則を犯して俗人たる藤原朝臣關雄の東山の住宅を買得しこれを禅林寺とする際に「誠欲報先帝之鴻恩果区之至願、夫普天之下莫不王地、所作之功德皆悉資国王大臣」(『日本三代実録』貞観五年(八六三)九月六日條)と述べて、この不法行為を王土思想により合理化させていることなどから窺われるとされる。つまり、天皇のために成し得たことはたとえそれが律令を犯す行為であっても、王土上の事であれば許容されたという。

(19) 注(2)を参照。加えて吉田孝注(5)の論文は、大崇福寺碑の王土関連部分を資料的根拠に、新羅には早くから中国的王土思

想が継受されていたとするが、本文で繰り返し述べるように、上の碑文記事は新羅時代の特徴というよりは、新羅末の新たな現象として把握すべきであろう。

- (20) 李基白「新羅骨品体制下の儒教的政治理念」(『新羅思想史研究』一潮閣、一九八六)・李基東「新羅下代賓貢及第者の出現と羅唐文人の交驩」(『新羅骨品制社会と花郎徒』一潮閣、一九八四)・申澄植「羅末麗初の宿衛学生」(『韓国古代史の新研究』一潮閣、一九八四)等がその先駆的研究であり、全基雄「新羅政治社会の動揺と六頭品知識人」「羅末麗初知識人階層の形成」(『羅末麗初の政治社会と文人知識層』慧眼、一九九六)は、この時期の六頭品知識人の活動を論及した専論である。

- (21) 『三国史記』卷一一真聖女王八年(八九四)二月条。崔致遠の思想や政治的立場を論じた研究成果は多いが、崔英成「崔致遠の思想研究」(亜細亞文化社、一九九〇)・李在云「崔致遠研究」(百山資料院、一九九九)はその専論である。また浜田耕策等「崔致遠撰「桂苑筆耕集」に関する総合的研究」(平成一三〜一四年度九州大学教育研究プログラム研究拠点形成プログラムB―2研究成果報告書、二〇〇三)は、彼に関連する研究成果を年度別に整理する。

- (22) 李基白注(20)の論文。
(23) 『東文選』卷四三及び卷三三。詳しくは、李在云注(21)の著書を参照。

- (24) 注(21)の著書以外には、李基東「新羅下代の王位継承と政治過程」注(20)の著書・浜田耕策「唐朝における渤海と新羅の争長事件」(『新羅国史の研究』吉川弘文館、二〇〇二)などを参照。

- (25) 李基東注(20)の論文。

- (26) 李成市「八世紀新羅・渤海関係の一視角」『新唐書』新羅伝長人記事の再検討(『東アジアの国家と民族』岩波書店、一九九八)。

- (27) 同時期の日本では、新羅賊の侵攻を主とする外圧が貴族の対外意識を変化させたという(鈴木靖民「遣唐使の停止に関する基礎的研究」『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五・保立道久『黄金王国―東アジアと平安日本』青木書店、二〇〇四)。

- (28) 李基東注(24)の論文。

- (29) 李基東注(20)の論文。権恵永「古代韓中外交史―遣唐使研究―」(一潮閣、一九九七)は、その関係記録を集めた専論である。

- (30) この資料については、鄭炳三「海印寺妙吉祥塔誌」(『訳註韓国古代金石文(第三卷)』・河日植「海印寺田券と妙吉祥塔記」(『歴史と現実』二四、一九九七)を参照。なお『新增東国輿地勝覧』卷三二咸陽郡名宦条によると、塔記を作成した崔致遠が以前にこの地域の地方官である天嶺郡太守を歴任したことも伝える。

- (31) 河日植注(30)の論文及び李在云注(21)の著書を参照。

- (32) 李純根「新羅末地方勢力の構成に関する研究」(ソウル大学校博士學位論文、一九九二)・蔡雄錫「新羅下代の社会変動と富豪層の登場」(『高麗時代の国家と地方社会』ソウル大学校出版部、二〇〇〇)及び、韓国古代史学会編『新羅末高麗初の政治社会変動』(図書出版、一九九四)所収の各論文を参照。また申虎澈「豪族の総合的理解」『後三国時代豪族研究』(図書出版、二〇〇二)は、新羅末の豪族に対する既往の研究成果の論点を項目別に整理する。

(33) 『三国史記』卷五〇列伝第一〇甄萱伝には、これに関わるより詳細な記録がみられる。

(34) 『三国史記』卷一〇興徳王三年(八二八)四月条に「漢山州瓢川界で妖人が立てた速富之術に多くの人が惑わされた」という記事があるように、地方勢力の富に対する欲求は九世紀前半の興徳王代頃から社会的問題となりつつあることがわかる(趙仁成「新羅末農民反乱の背景に対する一試論」『新羅末高麗初の政治社会変動』図書出版、一九九四)。なお新羅の富豪層の性格を考察する上においても、日本中世の事例であるが彼等の経済基盤が土地ではなく動産に依拠したことなどを究明した戸田芳実「中世成立期の所有と経営について」(『日本領主制成立史の研究』岩波書房、一九六七)の研究は大いに参照されよう。

(35) 蔡雄錫注(32)の論文。蔡雄錫氏によれば、富豪層・地方勢力は仏教を媒体とした香徒を基盤に自衛組織を形成・運営する場合が多かったとされる。

(36) 蔡雄錫注(32)の論文は、上の康忠以外にも同様な性格をもつ富豪層の事例を集め、その概要を整理している。康忠をはじめ王建家門の勢力基盤については、鄭清柱「王建の成長と勢力形成」(『新羅末高麗初豪族研究』一潮閣、一九九六)に詳細な記述がみられる。

(37) 李喜寛「統一新羅土地制度の特質―特に国家の農民支配の側面から―」注(5)の著書・崔根泳「新羅分裂と後三国成立の背景」(『統一新羅時代の地方勢力研究』図書出版、一九九〇)及び、注(32)の諸氏の論文を参照。こうした点の具体的な説明には、木村茂光注(6)の論文や佐藤泰弘「莊園制と都鄙交通」(『日本

史講座3中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四)をはじめとする、日本中世の社会经济史の豊富な研究成果も参照されよう。

(38) 憶測を述べれば元宗・哀奴という人物は、某奴という名前からみて、元々百姓ではなく奴婢身分であった者が(金寿泰「注(34) 趙仁成の論文の討論」、新羅末の社会変動の中で富を蓄え、国家を脅かす勢力にまで成長を遂げた最も良い例ではなかるうかと考える。

(39) 全基雄注(20)の論文・崔根泳注(37)の論文に詳しい。

(40) 全基雄注(20)の論文は、時務十余条の内容を諸資料との比較を通して具体的に復元しようとする。

(41) 徐栄一「鷄立嶺路」(『新羅陸上交通史研究』学景文化社、一九九九)。

(42) 申虎澈「甄萱の出身と社会的進出」(『後百濟甄萱政権研究』一潮閣、一九八三)・金寿泰「後百濟甄萱政権の成立と農民」(『百濟研究』二九、一九九九)・洪承基「高麗時代の農民と国家」(『高麗社会经济史研究』一潮閣、二〇〇一)を参照。

(43) 注(18)で述べたように日本中世の場合、王土思想は律令支配が動揺するのに伴い形成されたとみられるが、さらに河音能平注(6)の論文によれば、日本の中世国家が王土思想を採用した理由として、国家の国衙を媒介とした公田支配体制が別名制の成立や莊園の拡大などによって解体されるのに従い、国衙領・莊園を問わず平均に賦課する「天下一同の公役、国内平均の所課」とよばれた中世的な国家的租税(一國平均役)を実行するために、新しい租税を支える理念の役割を担い得る支配思想の構築が必要であったためとされる。このように日本の中世における王土思想

の採用は、崩れかけつつある国家財政の確保にあったといえようが、さらに木村茂光注(6)の論文によれば、日本の王朝国家は王土思想にもとづいて国家的課役から逃れていた富豪層を公役に取り込み、公田支配の再編を実行しようとしたという。詳細な検討は今後の課題としたいが、本文で論及する新羅末期の王土思想とも共通する側面が多いと考える。

(44) 仏土と王土の関係については、注(13)で簡単に述べたのでそれを参照。また河音能平注(6)の論文によれば、王土概念は仏法と車の両輪をなすことによつてはじめて、王法と表裏一体をなし得たと指摘する。

(45) 曹凡煥『新羅禪宗研究—朗慧無染と聖住山門を中心に—』(一潮閣、二〇〇二)及び、金福順『新羅下代仏教界の動向』注(10)の著書・近藤浩一「九世紀中葉・聖住寺と新羅王京人の西海岸進出」(『入唐求法巡礼行記に関する文献校訂および基礎的研究』平成一三年度〜平成一六年度科学研究費補助金基盤研究C成果報告書、二〇〇五)を参照。また当時、王京(中央)にある華嚴寺院との間で頻繁な交流がなされていたことも指摘されている(崔源植「新羅下代の海印寺と華嚴宗」『韓国史研究』四九、一九八五)。

(46) 周知のように、既往の王権と最も深い関係にあったのは華嚴宗である(金福順『新羅華嚴宗研究』民族社、一九九〇)。

(47) 田券とは、土地の売買・贈与・相続・質入など土地所有権の移転あるいは変動の際に、そのことを明示して所有を守るために作られる証書である。旗田巍「新羅・高麗の田券」(『朝鮮中世社会史の研究』法政大学出版社、一九七二)は、新羅の田券を本格的

に扱った先駆的研究である。それ以後の研究成果は、鄭早苗「開仙寺石燈記」(『朝鮮学報』一〇七、一九八三)・李泰鎮「畦田考」(『韓国社会史研究』知識産業社、一九八六)・河日植注(30)の論文等がある。

(48) 年度が明らかなのは、八八〇・八八二・八八五・八九一・八九四年である(河日植注(30)の論文)。

(49) 積文及び資料的性格は、鄭早苗注(47)の論文を参照。この資料中には金入宅のひとつ池宅が記載されていることから、既往の諸研究でも真骨貴族の経済的基盤を示す具体的な事例として頻繁に引用された。なお前半部の表記によれば、開仙寺石燈は上の資料の石刻に先立ち、咸通九年(八六八)に景文王・文懿皇后・大娘主(真聖女王)らにより建立されたという。

(50) また、智証大師碑の中には「防後為基、起瓦簷四柱以壓之、鑄鉄仏二体以衛之」という記載がみられるが、四方に塀を敷きその中を仏力で保護しようとしたという意味であることから、本文と同様に寺の境界を新たに明示する類例のひとつに含めて考えてもよいだろう。

(付記) 本稿は、東京大学布施学術基金並びに、平成一七年度笹川科学研究助成による成果の一部である。